

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月4日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第37条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 交通指導室に関する事。

第60条の4の次に次の1条を加える。

(交通指導室)

第60条の5 交通総務課に、交通指導室を附置する。

2 交通指導室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 交通警察の運営・管理に係る指導に関する事。

(2) 交通警察の犯罪捜査に係る指導に関する事。

(3) 交通警察の公判対応に関する事。

附 則

この規則は、令和2年9月15日から施行する。